

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- イベント業界の共通課題に関し、取引先企業などと共に、協働スキームやガイドラインを策定し、課題の解決と業界全体のサービス価値の向上に取り組みます。
- 当社は「感動づくり」の会社であり、その感動の瞬間は人や社会に「未来の原動力」をもたらすと信じています。いかなる場所・時間・形態においても、強く深い感動を創造することで生活者と企業・社会を強固につないで行きます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形の趣旨に基づいて取引を行い、取引上の発注者としての立場を不当に利用して、ノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。取引先か

ら適切かつ合理的な範囲で開示されたノウハウ等については、その取扱方法や利用の範囲等に留意して適切に取り扱うものとします。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、短納期発注や急な仕様変更などは行わないよう努めます。やむを得ず、短納期や急な仕様変更などを行う場合には、適切なコスト負担などについて取引先と協議を行い、理解と合意を得るよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2023年8月1日

株式会社 電通ライブ

代表取締役社長執行役員 高木 正彦